

役員、評議員及び会計監査人の報酬並びに費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第5条第13号（以下「認定法第5条13号」という。）及び公益財団法人日揮・実吉奨学会（以下「当会」という。）の定款第13条及び第27条の規定に基づき、当会の役員、評議員及び会計監査人の報酬並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第20条に基づき置かれる理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、理事のうち当会を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第10条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 会計監査人とは、定款第20条に基づき置かれる者をいう。
- (6) 報酬等とは、認定法第5条13号で定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わず、費用とは明確に区分されるものとする。
- (7) 費用とは、職務執行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費（宿泊費を含む）等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 評議員には、定款第13条に定める各年度の総額の範囲内において、評議員会に出席した場合等に1人1回につき6万円を報酬等として支給することができる。

2 常勤役員には、各年度の報酬等の総額が1,200万円を超えない範囲で、評議員会が決議した金額を報酬等として支給することができる。ただし、常勤役員が事務局長を兼務する者である場合、その者の職員身分に対する給与等は本項の報酬等の総額の内数とする。

3 非常勤役員には、各年度の報酬等の総額が500万円を超えない範囲内において、評議員会、理事会に出席した場合等に1人1回につき6万円を報酬等として支給することができる。

4 役員及び評議員には、役員賞与及び退職手当を支給しない。ただし、事務局長を兼務する常勤役員の職員身分に対する退職手当については、職員退職手当規程によるものとする。

5 会計監査人には、監事の同意を得た上で、理事会が決議する年額報酬を支給することができる。

(報酬等の支給方法)

第4条 役員、評議員及び会計監査人の報酬等の支給については、法令に基づいて報酬から控除すべき税金等を控除し、その残額を本人に支給する。

2 その支給方法は、常勤役員については、毎月定められた日に本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むものとし、非常勤役員及び評議員については、支給要件の発生の都度、

通貨を以って本人へ直接支給、または本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むものとする。会計監査人の報酬の支給時期及び方法は、会計監査人と当会との間で締結する契約に従うものとする。

(費用)

第5条 当会は、役員、評議員及び会計監査人がその職務の執行に要する、交通費等の実費相当額を費用として支給することができる。

2 常勤役員に対しては、その通勤の実態に応じ、通勤費を支給することができる。

(公表)

第6条 当会は、この規程をもって公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(規程の変更)

第7条 この規程の変更は、評議員会の決議によるものとする。

附則

この規程は、当会が公益認定を受け、公益財団法人設立の登記をした日から施行する。